



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 120 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

企業結合規制（新制度の利用開始）

企業結合規制の新制度は 2026 年 1 月 1 日から施行されますが、2025 年 7 月 1 日から自主的に利用することが可能となっています。従来の非公式承認制度も引き続き利用可能ですが、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、当事者が 2025 年 10 月 1 日以降に非公式承認をリクエストした場合、2025 年 12 月 31 日までに審査が行われない可能性があるとしています。2025 年 12 月 31 日時点で審査が完了していない場合、新制度に基づく届出が必要となり得ますので、既存の制度で承認を得る必要のある企業は、速やかに手続きを行う必要があります。

また、これまで公表されていた内容と概ね一致する内容で、新制度に基づく義務的届出基準が最終決定されました。海外での取引が ACCC への届出の対象となるかは、取引当事者がオーストラリアとの関連性（connection to Australia）を持つかどうかで判断されますが、従来の草案とは異なり、現時点でオーストラリア内で事業を行っている企業のみを対象とし、将来的にオーストラリアで事業を行う意向のみを持つ企業による取引は、届出義務の対象外であることが示されました。

新制度への移行期間中であることから、M&A を検討中の企業は、従来の非公式承認を求めるか、新制度に基づく自主的な届出を行うかについて、案件の規模、複雑性、タイムライン、義務的届出基準を満たしているか等を勘案のうえで、慎重に検討する必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

内部告発への対応と開示に関する裁判例（会社法）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、TerraCom と一部の役員に対し、2001 年会社法（Cth）の公益通報者保護条項に基づく初の訴追を行い、2025 年 5 月、TerraCom は 750 万豪ドルの罰金および 100 万豪ドルの訴訟費用を支払うことで ASIC と和解しました。本件は、TerraCom の元従業員により、石炭の輸出価格を水増しする目的で品質証明書が改ざんされていたとする内部告発に起因する訴訟であり、TerraCom は PwC を起用し、PwC の調査報告書の結果を踏まえ、CEO と CFO は不正に関与していないとする内容を公表しました。ASIC は、TerraCom が出した発表に関し「完全に潔白である」旨の表現や「顧客からの苦情はない」とする表現が計 7 点含まれており、これが虚偽または誤解を招くものであると主張しました。注目すべきは、ASIC の主張が開示文言そのものではなく、その文言から読み取れる可能性がある内容が虚偽または誤解を招くと主張した点です。

本件は公益通報者の権利および保護に関する領域において重要な先例となるものです。特に、独立した手続、外部の助言、監査上の保証に依拠することが合理的である一方で、取締役はそれらのプロセスの整合性を確保し、注意喚起となる情報には適切に対応する責任があることが明らかになりました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

取締役の責任に関する裁判例（会社法）

近時 ASIC による Star Entertainment Group Ltd の元取締役等の責任を問う訴訟が進行しており、2025 年 2 月には元 CCO および元 CFO が自らの注意義務違反を認め、それぞれ 18 万豪ドル、6 万豪ドルの罰金を含む和解内容に合意しました。

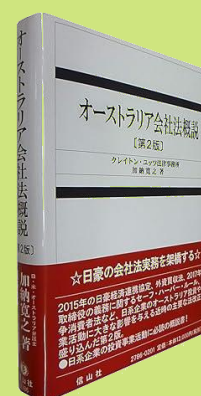
取締役および役員は、善管注意義務をもって自らの権限を行使し、職務を遂行する義務を負っています。本事例で ASIC は、カジノ規制やマネーロンダリング防止義務違反という予見可能なリスクに適切に対応しなかったとして、元役員の責任を問いました。

本事例は、実際の損害がなくとも、合理的な人物であれば対処するであろう経営上のリスクに対応しないこと自体が違反となり得ることを再確認した重要な事例です。取締役および役員は、業務やコンプライアンス上のリスクを早期に認識・報告・対応する姿勢を持つことが不可欠であり、そのための管理体制とプロセスをあらかじめ整備しておくことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

水素オークション（環境）

2024 年に更新されたオーストラリアの国家水素戦略の実行に向けて、水素オークションが政府による有効な支援制度となる可能性があります。

水素オークションとは、政府が水素の供給者や需要者を対象に、公的支援を競争入札で配分する仕組みで、クリーン水素市場の発展を加速させるために政府が用いる政策ツールです。2024 年 10 月に、国際再生可能エネルギー機関

（IRENA）は、グリーン水素オークションの設計ガイド（Green hydrogen auctions: A guide to design）を公表しました。設計ガイドでは、水素オークションは、「供給側オークション」、「需要側オークション」、「ダブルサイドオークション」、「供給・需要の共同オークション」の 4 つのカテゴリに分類されています。特に水素の供給者と需要者をマッチングさせるダブルサイドオークションについては、2021 年にドイツに設立された H2Global の成功事例も存在し、最近では東京都がこの H2Global のダブルサイドオークション方式に基づく「東京都グリーン水素トライアル取引」を実施しています。

現在、オーストラリアの水素産業は発展初期にあり、特に長期的なオフテイク契約の不確実性が課題となっていますが、国家水素戦略に掲げられた目標、特に 2035 年までに水素生産量を 10 倍に拡大するという目標達成に向け、水素オークションの枠組みが検討されることが予想されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

社内恋愛に関する管理体制の整備（コンプライアンス）

近時、テック企業の Astronomer の CEO と人事部長の親密な様子が、コンサート中の観客向けカメラに映され、その映像が全世界に拡散されました。それを受けて当該 CEO と人事部長は退職し、社内では混乱が続いているようです。

雇用主が、従業員の勤務時間外のプライベートな行動に関与できる範囲は限られていますが、C レベルの経営幹部がスキャンダルの当事者である場合、その倫理・法令遵守・企業イメージに関わるリスクは複雑かつ重大なものとなります。特に、経営幹部と従業員との私的な関係は、利益相反、社会的地位の私的利用、昇進や報酬に関する内部決定の公正性の疑義といった問題が生じる恐れがあり、組織全体の信頼を損ねるリスクがあります。例えば、取締役は会社の最善の利益のために行動し、利益相反を回避する義務を負っていますが、報酬、人事等に関する意思決定に影響を及ぼす可能性のある個人的な関係を開示しないことは、当該義務に違反する可能性があります。また、当該関係が破綻した後においては、当事者からセクシャルハラスメントの申立てや、関係破綻を理由として不利益取り扱いをされたとする労働法上の不服申立て等がなされるリスクもあります。

企業としては、社内恋愛が会社や従業員にリスクを与えないような管理体制を整備することが重要です。具体的には、社内規則において、利益相反を生じる可能性のある関係の開示義務を明記することや、当該ルールの一貫性のある運用の徹底、内部通報制度の整備等を進めていくことが肝要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JVの概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

Japan Practice 紹介サイト



最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 白藤 祐也
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: yshirafuji@claytonutz.com



外国法弁護士 半谷 駿介
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com